

(第6号別紙)

令和5年度 第3回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 令和6年2月2日(金) 午前10時から午前10時45分

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠

|       |        |                     |
|-------|--------|---------------------|
| 出席者   | 丸金 ゆきこ | 市川市議会議員             |
| (10名) | 中嶋 貞行  | 市川少年文化推進会議 副会長      |
|       | 高橋 昌代  | 市川市民生委員児童委員協議会 理事   |
|       | 富田 勇人  | 市川市PTA連絡協議会 会長      |
|       | 増田 貞幸  | 市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長 |
|       | 小林 俊之  | 市川市自治会連合協議会 会長      |
|       | 高橋 大策  | 市川市青少年相談員連絡協議会 副会長  |
|       | 川俣 興一  | 市川市立第五中学校 校長        |
|       | 加科 学   | 道路交通部 次長            |
|       | 小林 英樹  | 街づくり部 街づくり計画課 課長    |

4 事務局

|        |                  |
|--------|------------------|
| 藤井 義康  | 学校教育部 部長         |
| 池田 淳一  | 学校教育部 次長         |
| 城戸 三郎  | 学校教育部 義務教育課 課長   |
| 村上 理恵  | 学校教育部 義務教育課 主幹   |
| 野井 泰子  | 学校教育部 義務教育課 副主幹  |
| 小笠原 勝海 | 学校教育部 学校環境調整課 課長 |
| 高橋 貴大  | 学校教育部 学校環境調整課 主任 |

他2名

5 教育委員会挨拶

6 審議会会長挨拶

7 議題

- (1) 令和6年度 新入学 指定学校変更許可及び区域外就学許可件数(報告)
- (2) 令和6年度 新入学 小学生の指定学校変更等の状況について(報告)
- (3) 令和6年度 新入学 中学生の指定学校変更等の状況について(報告)

8 その他

【中嶋会長】

只今から、令和5年度第3回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を開催いたします。

まず始めに、前回、第2回通学区域審議会にて、小林俊之委員よりご質問がありました「第一中学校の建て替えの進捗状況について」、学校環境調整課よりお願いいたします。

【事務局】

学校環境調整課の高橋と申します。前回の通学区域審議会でご質問いただきました、第一中学校の建て替え計画についてお答えいたします。

第一中学校の建て替えについては、令和7年度から令和8年度にかけて基本構想・基本計画の策定を行い、令和9年度から令和10年度に基本設計・実施設計、令和11年度から令和13年度に建設工事を行い、令和14年度の供用開始を目指しております。以上となります。

【中嶋会長】

今、ご説明がありました。小林委員、よろしいですか。

【小林委員】

ありがとうございます。

【中嶋会長】

これから約10年後に、第一中学校は新校舎の供用開始ということで、学区の変更等も供用開始に合わせてございますが、その際はよろしくをお願いいたします。

それでは次に、議題に沿って進めたいと思います。

議題（1）令和6年度 新入学 指定学校変更許可及び区域外就学の許可件数です。事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】

議題（1）令和6年度 新入学 指定学校変更許可及び区域外就学許可件数についてご報告いたします。

前回の審議会の際にお伝えいたしましたが、来年度入学予定者の指定学校変更につきましては、令和5年11月6日から11月18日まで約2週間申請を受け付けました。

市川市においては、学校ごとに通学区域が定められており、住民登録地の指定された学校に通学することを原則としておりますが、やむを得ない理由がある場合は、指定学校変更許可基準に基づき変更申請を受け付けております。指定学校変更の許可基準につきましては、資料の6ページから8ページに記載されております。

前回の審議会でご報告いたしましたが、教室数に全く余裕がなく、学区外からの受け入れが難しいため、兄弟のいる児童のみ受付した学校が3校ございまして、市川小学校、鬼高小学校、新浜小学校でした。

また、上限を設定し、上限を超えた場合は抽選を行う対象でありました制限校ですが、小学校では、学校番号順に、八幡小学校、宮田小学校、富貴島小学校、信篤小学校、大和田小学校、妙典小学校の6校が、また同様に、中学校では、第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第六中学校、福栄中学校、妙典中学校の7校、義務教育学校の塩浜学園となっております。

こちらの14校は、特別教室を含め教育活動に必要な教室が不足しておりますが、指定学校の変更申請期間終了後に、全ての学校と相談の上、特別教室を普通教室にするなど、学校の協力も得て、来年度の入学生につきましては、受け入れが可能となりましたので、今年度は抽選を行わず、申請された方全員の申請を受理することができました。

制限校の14校と兄弟制限の3校につきましては、受入上限に達したため、申請期間終了後の受け入れについては、原則、不可となっております。

資料の 1 ページをお願いいたします。こちらは指定学校変更許可及び区域外就学許可件数となります。

項目 1 は、過去 8 年分の新入生、指定学校変更許可件数となります。令和 6 年度新入生につきましては、12 月 28 日現在のデータになりますが、令和 6 年度新入生の期間内の申請は、小学生が 440 名、中学生が 508 名、合計は 948 名となっております。昨年度に比べると 37 件ほど増えておりますが、令和 5 年度より指定学校変更の基準を改定したこともございまして、一番申請数が多かった令和 4 年度の申請数の 997 件に比べると、49 件減少しております。

私立学校が第一希望で、かつ指定学校以外の小・中学校の入学を希望する方も申請を行っておりますので、今後、最終的な人数は減少することが想定されます。

項目 2 は、過去 8 年分の新入生の区域外就学許可件数となります。

「区域外就学」とは市川市以外に住民登録のある方が、家庭や個人に特別な事情がある場合に限り、市川市の学校へ就学を希望し、申請することができる制度です。

区域外就学の主な理由としては、在学生では、市外に住民票を異動しましたが、引っ越すまで従前の学校に通学するためが一番多くなっています。

新入生につきましても、市外からの就学は原則認めておりませんが、過去には、健康上の特別な理由等がある場合、居住している市の教育委員会の教育長の具申書を添付して受け入れた例がございました。

令和 6 年度新入生の方で、市外から区域外就学の申請をした方は、小学生、中学生ともに 0 件となっております。

最終的な令和 6 年度新入学の指定学校変更の申請者数につきましては、来年度、令和 6 年度の第 1 回の通学区域審議会にてご報告させていただきます。

以上、令和 6 年度 新入学 指定学校変更許可及び区域外就学許可件数についてご報告しました。よろしくお願いいたします。

#### 【中嶋会長】

ありがとうございました。議題（1）についての説明が事務局よりありましたので、皆さん何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

では、続きまして、議題（2）令和 6 年度 新入学 小学生の指定学校変更等の状況についてです。事務局よりご説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

続きまして、令和 6 年度 新入学 小学生の指定学校変更等の状況について報告いたします。

来年度の小学 1 年生は、6 ページの小学生用・令和 5 年度から令和 7 年度までの指定学校変更の許可基準に基づいて申請を受け付けました。

2 ページをお願いいたします。こちらの表は、令和 6 年度 小学校の入学児童に係る指定学校変更件数の一覧表です。表の見方ですが、左上の「指定校→」と縦書きで記されております学校は指定校となります。また、左下の下向きの矢印で「希望校↓」と横書きで学校名が記されている学校は、希望校となります。

例えば、5 番の縦に書かれている国分小学校を下に見ていくと、2 番の横書きの真間小学校の部分が「13」とあります。こちらは、「指定学校が国分小学校ですが、指定学校変更をして真間小学校を希望した人数が 13 名いる」という意味になります。

続いて、横に書かれている 2 番の真間小学校を右に見ていただきますと、市川小学校の欄に「7」とあります。こちらは、「真間小学校に市川小学校の学区から 7 名入ってきた」という意味になります。

横に書かれている真間小学校の列をさらに右に見ていきますと、合計の欄に「23」という数字が出ております。これは真間小学校に他の学校の学区から 23 名入ってきたことを示しております。

こちらの資料に関連いたしますが、4ページは指定学校変更の増減表となりますので、併せてご覧いただけますと助かります。

申請者数の多かった学校についての内訳を学校番号順にお伝えいたします。

八幡小学校に指定学校変更を希望された方が34名おりました。理由としましては、兄弟姉妹一緒に学校に就学させたいという理由が11名、指定された学校よりも近いためという理由での申請が10名、友人関係等の特別な事情によるためという理由での申請は8名、事故発生の恐れなど通学経路に問題が生じるための理由での申請は5名でした。

信篤小学校に指定学校変更を希望されている方が36名おります。理由の内訳ですが、兄弟姉妹一緒に学校に就学させたいためという理由では15名、指定された学校よりも近いためという理由での申請が13名でした。友人関係等の特別な理由によるためによる申請では4名おまして、詳しい理由としては、同じ保育園の友人がほとんど信篤小学校に行くという申請が全員でした。また、通学経路に問題が生じるためという理由での申請が3名で、具体的な理由としましては、通学路はトラックの往来が激しく安全面で心配があるという理由での申請でした。また、心身の障害または疾病によるための理由での申請が1名です。この方は、医師による診断書を添付して申請していただきました。

続きまして、大和田小学校に指定学校変更を希望している方が31名おりました。大和田小学校は、指定された学校よりも近い児童のみ指定学校変更を受け付けておまして、20名が指定学校よりも近いためという理由での申請、兄弟姉妹一緒に学校に就学させたいという理由での申請が11名でした。

また、妙典小学校に指定学校変更を希望している方が31名おまして、理由の内訳は、指定された学校よりも近いためでの申請が16名、兄弟姉妹一緒に学校に就学したいという理由では10名、友人関係等の特別な理由によるためでの申請が5名おりました。

続きまして、5ページの令和6年度 新入学 小学校 指定学校変更の理由表をお願いいたします。

全体の申請数は440名でした。市川市全体の児童数が3,659名ですので、割合としては12%となります。

一番多かった申請は、9番の項目の兄弟姉妹一緒に学校に就学させたいためという理由で、187名でした。

2番目に多かった理由は、希望された学校が指定された学校よりも近いためという申請で、142名でした。

続いて3番目に多かった理由としましては、友人関係等の特別な理由によるためという申請で、66名でした。友人関係等の主な理由としましては、「保育園で友人トラブルやいじめ等があり、学区の学校に通うと不登校になる可能性が高い」「人見知りが激しく、幼稚園に慣れるにもかなり期間がかかったもので知合いのいる学校を希望したい」「コミュニケーションが苦手で登園拒否があり、母子ともに心身が疲弊しているので、園の友人のいる学校を希望する」等、特別な事情による申請が多くありました。

以上、令和6年度 新入学 小学生の指定学校変更等の状況についてでした。よろしくお願いいたします。

#### 【中嶋会長】

ありがとうございました。

それでは議題（2）の小学校の指定学校変更等の状況ということで説明がありましたが、皆さん、ご意見やご質問等ございますでしょうか。

では、続きまして、議題（3）令和6年度 新入学 中学生の指定学校変更等の状況についてということで、事務局よりお願いいたします。

### 【事務局】

続きまして、令和6年度 新入学 中学生の指定学校変更等の状況について報告いたします。来年度の中学1年生は、8ページの中学生の指定学校変更の許可基準に基づいて申請を受け付けました。

3ページをお願いいたします。こちらの表は、令和6年度 中学校の入学児童に係る指定学校変更件数の一覧表です。表の見方については、小学校の表と同じとなります。また、こちらの資料に関連して、4ページの指定学校変更の増減表も併せてご覧ください。

中学校は、全体の申請数は508名でした。昨年度の申請数は521件でしたので、若干減少いたしました。各学校の変更申請数につきましては、昨年度と比べて、大きく変わった学校はございません。

5ページの中央より下にございます「令和6年度 新入学 中学校 指定学校変更の理由表」をご覧ください。

一番多かった項目は、7番目の「希望する学校が指定された学校より近いため」という理由での申請で、236名でした。

2番目に多かった申請理由は「友人関係等の特別な理由によるため」で、160名でした。中学生は、小学校6年間で、友人関係や不登校、また特別支援に係る事由が関係していることもございます。小学校と同様に、受付申請時には、理由を記入していただき、事情を伺っております。

友人関係で多い理由としましては、「不登校で、新しい環境に慣れるまでに時間がかかるので、特定の友人がいる学校に通いたい」や「人見知りで、友人関係の構築が難しく、指定学校に入学すると不登校になる可能性が高い」「友人関係でのトラブル等があり、本人のことを理解してくれる子の多い学校を希望」等の理由が多く見受けられました。

3番目に多かった理由は「兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため」での申請で、53件でした。

今後、小学校・中学校ともに、指定学校変更後の転居、私立学校への入学など、入学式までに変動がございますので、最終的な人数につきましては、令和6年度 第1回の通学区域審議会にてご報告させていただきます。

以上、令和6年度 新入学 中学生の指定学校変更等の状況についての報告となります。よろしくお願いいたします。

### 【中嶋会長】

ありがとうございました。

それでは、議題（1）～（3）まで報告がありましたが、全体を通して、何かご意見やご質問等がございますでしょうか。

### 【富田委員】

P T A連絡協議会の富田と申します。

指定学校変更で、兄弟のみの制限をしている学校が、市川小、鬼高小、新浜小と3校ありますが、理由について、心身の障害や通学路の問題、いじめ問題等、そのような理由の場合でもやはり受け入れは厳しいということで、兄弟のみの制限校になっていると思います。例えば、指定学校に行った場合に、いじめの恐れがあったり、道路が危なかったり、身体が不自由であったりする場合、今後も兄弟のいる方以外は受け入れられない状況がずっと続いていくのか、又は、指定学校以外の学校に変更する等の対策をとるのか、教えていただけたらと思います。

### 【事務局】

ご質問ありがとうございます。

指定学校変更の制限とは、学区外から入学できる数を決めるということでありまして、理由としましては、各学校の教室の数や給食を提供できる数など、様々な教育的な環境を考慮しながら、児童生徒数

の上限を設定しております。

以前にもお伝えしましたが、鬼高小学校は現在、空き教室が全くない状況で、学区外の児童を受け入れますと学校の教育環境を維持することが難しくなり、やむを得ず兄弟のみの制限を取らせていただいています。

推計によりますと、現時点での推計ですが、令和7年度までは新入生の学区の在住者が増加しております。これらの理由から令和4年度の新入生より制限を強化しまして、兄弟制限ということで、教室不足等への対応をしております。

令和7年度入学者への対応（兄弟制限を継続するかどうか）につきましては、今年の夏頃に、学校と協議して決めてまいります。

入学通知書の方にも記載しておりますが、住民登録地を基準に指定されている学校に通学することが原則ではありますが、やむを得ない理由がある場合は、許可基準に応じてということで対応しております。

特に許可基準の1番目の項目にもあります、「心身の障害または疾病によるため」などの事情がある場合には、医師の診断書等を提出していただき、保護者からもお話を伺い、教育委員会内で協議をした上で対応して検討いたします。

【富田委員】

ありがとうございます。例えばそれが市川小、鬼高小、新浜小であっても、心身の障害等があれば、相談して入れる可能性もあるということで認識してよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。医師の診断書等を提出していただき、教育委員会で協議の上、決定してまいります。

【富田委員】

はい、ありがとうございます。

【中嶋会長】

例えば、友人関係や不登校等の様々な事情があり、指定学校を変更した児童生徒が、入学後に学校に適応できず、困っていたり、不登校になったりするケースについては把握してますでしょうか。

【事務局】

入学された後に、本当にやむを得ず学校に適応できず、不登校が続いていて、やむを得ず学校を変更したいという場合は義務教育課に保護者の方からお電話をいただき、学校とも面談、協議を重ねた上で対応していくという、そのような事例は過去にございました。

【中嶋会長】

特別な事情があり指定学校変更をした方は、入学後、何も問題がなければ、通常は、卒業までその学校に通っているということですよ。

【事務局】

そうですね。

【中嶋会長】

はい、わかりました。

50年ほど前は、船橋市や松戸市の市境の他市の方が市川市の学校へ通っていたり、逆に、市川市民が他市の学校に通っていたりした例がありました。今は、昔とは時代が変わってきましたが、現在の状況を教えてください。

【事務局】

現在の状況としましては、船橋市や松戸市の市境の方から市川の学校の方が近いので入学できるかという問い合わせはありますが、原則、市川市の学校は市川市民の方が対象ですとお答えしております。

過去に、資料の1ページも記載されております通り、平成29年度と30年度に中学校で1名ずつ受けておりました。市外からの就学は原則認めてはおりませんが、市外の方で健康上の特別な理由がある場合は、居住している市の教育委員会の教育長の具申書などを添付していただいて受け入れたという例がございました。平成31年度からは市外の方の区域外就学は、新入生につきましては、受け入れておりません。

但し、在学年の児童生徒で、市内の学校に通っていましたが、市外に転居し、市川市の学校に引き続き通いたい場合は、年度末までを上限として、区域外就学の手続きの申請をして対応しております。

【中嶋会長】

はい、わかりました。ありがとうございました。

信篤公民館の周辺は、船橋市境になっていて、公民館の方とも以前に話をして対応しましたが、建物の建築許可を取る際に、船橋市の許可が必要な場合もありました。例えば、その周辺の船橋市民の方が市川市の学校に通いたい場合、船橋市と協議が必要になると思いますが、その辺りはどのような対応をしていますか？

【事務局】

今年度、実際にあった例ですが、船橋市在住の新1年生の方で、鬼高小へ区域外就学をご希望の方が1名いらっしゃいました。理由は、鬼高小学校の方が距離が近いことと、船橋市の学校でいじめにあったということでした。特にいじめに関しては、配慮したいところではありましたが、鬼高小は制限をかけている学校であり、市内の学区外の方も難しい状況でありますので、説明してご理解いただいた上でお断りいたしました。

【中嶋会長】

ありがとうございました。

議題（4）その他ということで、事務局の方で何かございましたらお願いします。

【事務局】

特にございません。

【城戸課長】

中嶋会長をはじめ、委員の皆様には1年間、本当にどうもありがとうございました。

通学に関しては保護者の方も意識が高いということもあり、今後も書類上だけで判断するのではなく、保護者の方の話も聞き、協議の上、やむを得ず難しい場合もあると思いますが、一生懸命に検討をしていきたいと考えております。

次年度もぜひご協力のほど、よろしくお願いしたいと思います。

【中嶋会長】

それでは、これをもちまして令和5年度第3回通学区域審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

令和6年2月2日

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会

会 長            中   嶋   貞   行